

## 糸魚川地域における二級河川減災対策協議会規約【対比表】

現 行	改 正 案	改正理由
<p>糸魚川地域における二級河川減災対策協議会規約</p> <p>(設置・名称) 第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「糸魚川地域における二級河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、市等の関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、糸魚川地域における二級河川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(対象河川) 第3条 協議会は、糸魚川地域における別表1の能生川水系、早川水系、海川水系、青海川水系、他12水系全ての二級河川を対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p>	<p>糸魚川地域における二級河川減災対策協議会規約</p> <p>(設置・名称) 第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「糸魚川地域における二級河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、市等の関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、糸魚川地域における二級河川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(対象河川) 第3条 協議会は、糸魚川地域における別表1の能生川水系、早川水系、海川水系、青海川水系、他12水系全ての二級河川を対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p>	

糸魚川地域における二級河川減災対策協議会規約【対比表】

現 行	改 正 案	改正理由
<p>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。</p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(会議の公開) 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>(協議会資料等の公表) 第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(事務局) 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部河川・砂防課及び糸魚川市消防本部消防防災課が共同して行う。ただし、第4条3項に関する事務は、主に新潟県糸魚川地域振興局地域整備部河川・砂防課が行う。</p> <p>(雑則) 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則) 1 施行期日 本規約は、平成29年6月5日から施行する。 本規約は、平成30年7月3日から施行する。(一部改正) 本規約は、令和4年6月9日から施行する。(一部改正) 本規約は、令和7年6月3日から施行する。(一部改正)</p>	<p>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。</p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(会議の公開) 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>(協議会資料等の公表) 第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>(事務局) 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部河川・砂防課及び糸魚川市危機管理課が共同して行う。ただし、第4条3項に関する事務は、主に新潟県糸魚川地域振興局地域整備部河川・砂防課が行う。</p> <p>(雑則) 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則) 1 施行期日 本規約は、平成29年6月5日から施行する。 本規約は、平成30年7月3日から施行する。(一部改正) 本規約は、令和4年6月9日から施行する。(一部改正) 本規約は、令和7年6月3日から施行する。(一部改正) 本規約は、令和8年月日から施行する。(一部改正)</p>	<p>組織の改正 (糸魚川市 組織変更)</p> <p>改定日を追加</p>

糸魚川地域における二級河川減災対策協議会規約【対比表】

現 行										改 正 案										改正理由
【別表1】対象河川										【別表1】対象河川										
No.	水系名	管理延長(km)	河川数	代表河川	No.	水系名	管理延長(km)	河川数	代表河川	No.	水系名	管理延長(km)	河川数	代表河川	No.	水系名	管理延長(km)	河川数	代表河川	
1	徳合川水系	1.9	1	徳合川	9	前川水系	2.2	1	前川	1	徳合川水系	1.9	1	徳合川	9	前川水系	2.2	1	前川	
2	筒石川水系	1.5	1	筒石川	10	海川水系	19.5	4	海川、西光寺川	2	筒石川水系	1.5	1	筒石川	10	海川水系	19.5	4	海川、西光寺川	
3	山王川水系	1.4	1	山王川	11	八千川水系	2.0	1	八千川	3	山王川水系	1.4	1	山王川	11	八千川水系	2.0	1	八千川	
4	能生川水系	30.3	8	能生川、島道川	12	田海川水系	4.1	1	田海川	4	能生川水系	30.3	8	能生川、島道川	12	田海川水系	4.1	1	田海川	
5	木浦川水系	4.0	1	木浦川	13	青海川水系	13.7	2	青海川	5	木浦川水系	4.0	1	木浦川	13	青海川水系	13.7	2	青海川	
6	古川水系	1.1	1	古川	14	歌川水系	1.8	1	歌川	6	古川水系	1.1	1	古川	14	歌川水系	1.8	1	歌川	
7	中央川水系	1.2	1	中央川	15	外波川水系	2.3	1	外波川	7	中央川水系	1.2	1	中央川	15	外波川水系	2.3	1	外波川	
8	早川水系	40.3	10	早川、前川	16	境川水系	7.9	2	境川、上路川	8	早川水系	40.3	10	早川、前川	16	境川水系	7.9	2	境川、上路川	
16水系 37河川 管理延長135.2km					16水系 37河川 管理延長135.2km					16水系 37河川 管理延長135.2km										

糸魚川地域における二級河川減災対策協議会規約【対比表】

現 行	改 正 案	改正理由																																						
<p>【別表2】構成員</p> <table border="1" data-bbox="154 363 1059 1178"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸魚川市</td> <td>市 長</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市消防本部</td> <td>消 防 長</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市土地改良区</td> <td>理 事 長</td> </tr> <tr> <td>新潟地方気象台</td> <td>台 長</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所</td> <td>所 長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署</td> <td>署 長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局農林振興部</td> <td>部 長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局地域整備部</td> <td>部 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表3】アドバイザー</p> <table border="1" data-bbox="154 1360 902 1514"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	構 成 員	糸魚川市	市 長	糸魚川市消防本部	消 防 長	糸魚川市土地改良区	理 事 長	新潟地方気象台	台 長	国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所 長	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署 長	新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部 長	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部 長	機 関 名	国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所	<p>【別表2】構成員</p> <table border="1" data-bbox="1249 363 2154 1104"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糸魚川市</td> <td>市 長</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市土地改良区</td> <td>理 事 長</td> </tr> <tr> <td>新潟地方気象台</td> <td>台 長</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所</td> <td>所 長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署</td> <td>署 長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局農林振興部</td> <td>部 長</td> </tr> <tr> <td>新潟県糸魚川地域振興局地域整備部</td> <td>部 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表3】アドバイザー</p> <table border="1" data-bbox="1249 1377 1997 1530"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	構 成 員	糸魚川市	市 長	糸魚川市土地改良区	理 事 長	新潟地方気象台	台 長	国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所 長	農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署 長	新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部 長	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部 長	機 関 名	国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所	<p>組織の改正 (糸魚川市 組織変更)</p>
機 関 名	構 成 員																																							
糸魚川市	市 長																																							
糸魚川市消防本部	消 防 長																																							
糸魚川市土地改良区	理 事 長																																							
新潟地方気象台	台 長																																							
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所 長																																							
農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署 長																																							
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部 長																																							
新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部 長																																							
機 関 名																																								
国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所																																								
機 関 名	構 成 員																																							
糸魚川市	市 長																																							
糸魚川市土地改良区	理 事 長																																							
新潟地方気象台	台 長																																							
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所 長																																							
農林水産省 林野庁 関東森林管理局 上越森林管理署	署 長																																							
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部	部 長																																							
新潟県糸魚川地域振興局地域整備部	部 長																																							
機 関 名																																								
国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所																																								

糸魚川地域における二級河川減災対策協議会規約【対比表】

現 行	改 正 案	改正理由										
<p>(関係機関)</p> <table border="1" data-bbox="154 363 825 514"> <tr> <td>機 関 名</td> </tr> <tr> <td>新潟県 土木部 河川管理課 河川海岸維持係</td> </tr> </table> <p>(事務局)</p> <table border="1" data-bbox="154 653 946 888"> <tr> <td>機 関 名</td> </tr> <tr> <td>新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部 河川・砂防課</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市 消防本部 消防防災課</td> </tr> </table>	機 関 名	新潟県 土木部 河川管理課 河川海岸維持係	機 関 名	新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部 河川・砂防課	糸魚川市 消防本部 消防防災課	<p>(関係機関)</p> <table border="1" data-bbox="1252 363 1923 514"> <tr> <td>機 関 名</td> </tr> <tr> <td>新潟県 土木部 河川管理課 河川海岸維持係</td> </tr> </table> <p>(事務局)</p> <table border="1" data-bbox="1252 653 2044 888"> <tr> <td>機 関 名</td> </tr> <tr> <td>新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部 河川・砂防課</td> </tr> <tr> <td>糸魚川市 危機管理課</td> </tr> </table>	機 関 名	新潟県 土木部 河川管理課 河川海岸維持係	機 関 名	新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部 河川・砂防課	糸魚川市 危機管理課	<p>組織の改正 (糸魚川市 組織変更)</p>
機 関 名												
新潟県 土木部 河川管理課 河川海岸維持係												
機 関 名												
新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部 河川・砂防課												
糸魚川市 消防本部 消防防災課												
機 関 名												
新潟県 土木部 河川管理課 河川海岸維持係												
機 関 名												
新潟県 糸魚川地域振興局 地域整備部 河川・砂防課												
糸魚川市 危機管理課												